

令和5年度 谷戸のびのび保育園事業計画

・施設の詳細

開所時間	7:00～20:00
受け入れ年齢	産休明けから
延長保育	《標準保育》 18:00～20:00 30分ごと150円 《短時間保育》 7:00～8:30 16:30～20:00 30分ごと150円

1. 運営方針

運営に当たっては、保育方針。保育目標を踏まえて、保護者・園児が安心して過ごせる環境づくり、職員が働きやすい環境づくりに努めてより良い保育をめざす

- (1) 子どもたちが1日の生活の大半を保育園で過ごすことから、「保育園は第二のおうち」という位置づけの下、子ども一人一人に寄り添った保育を行う。
- (2) 保護者の気持ちや思いを受け止めて信頼関係を築き、一緒に子どもの成長を見守っていく（
- (3) 保育の質の向上を図る
- (4) 関係機関との連携・協力を努める
- (5) 保育園の運営状況や財務状況を開示する
- (6) 各種マニュアルに従い安全を確保し、健康・衛生への気配りを怠らない
- (7) 職員が働きやすい環境づくりを行う

2. 保育理念

「風と光と笑顔あふれる保育園」をモットーに地域に親しまれ、こどもにもおとなにも信頼されるいごちのよい保育園をめざす

3. 保育目標

「こころもからだもげんきな子ども」

- ・いっぱい遊び いっぱい食べ いっぱい寝て にこにこ笑顔で過ごそう
- ・じぶんもまわりの人や物も大切にしよう

4. 保育方針

子ども・保護者との信頼関係を大切に一人ひとりが安心し、自分を出して生活できるような保育を行う

【クラスの保育目標】

0歳児	ひとり一人の生活リズムを整え、基本的な習慣を養う
1歳児	安心できる保育者に見守られ、自分でしようとする気持ちを持つ
2歳児	保育士や友達と一緒に身の回りのことに興味を持ち活動する
3歳児	適切な援助を受けながら生活に必要な事を自分でしようとする
4歳児	意欲的に活動し新しい知識や能力を獲得する
5歳児	生活や遊びの中で達成感や充実感が味わえるように生活する

(1) 保育活動

- ・ひとり一人の子どもを大切に、「自分は愛されている・大切にされている」という思いを育み、肯定的に関わる
- ・専門性を活かして子どもの年齢・発達発育状況に応じた保育を行う
- ・子どもが主体的に活動できるよう、育ちにふさわしい環境、玩具を整える
- ・家庭的な雰囲気づくりにつとめる
- ・延長保育、土曜保育は、特に落ち着いて過ごせるように配慮する

(2) 保護者との関係性づくり

- ・保護者からの意見・要望などについては実現に努めるとともに、その対応について説明を行う
- ・行事ごとに保護者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を保護者に報告する
- ・家庭状況、家庭環境を十分に理解し、日ごろから子どもの様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりして保護者の思いを受け止め、信頼関係を築く
- ・子どもの思い、保育士の思いをしっかりと伝えあい、相互理解を図るよう努める
- ・子育てなどで悩む保護者にはケースに応じた必要な機関への紹介を行う

(3) 職員の協力体制・資質向上

- ・職員間で情報を共有する
- ・保育園全体をひとつの家庭と捉え、担当以外の全ての子どもにも目を向け、ひとり一人の子どもの状況などについて共通理解しきめ細やかな対応を行う
- ・それぞれの役割を自覚し、責任を果たすと共に、他の職員の立場や状況を十分に理解し、お互いに協力し合い助け合う
- ・クラス内で積極的にコミュニケーションをとり、子どもにとってより良い関わりを一緒に見出していく
- ・子どもひとり一人を理解することに努め、気になることなどは、会議などの場において 全員で考える

(4) 給食に対する取り組み

- ・年間食育計画に基づいた取り組みを実施する
- ・給食衛生管理マニュアルに基づいた対応を行う
- ・マニュアルに従い、アレルギー除去食のきめ細かい対応を行う
- ・旬の食材を出来るだけ多く使用し、毎日違う飽きのこないメニューの提供を心がける
- ・離乳食は保護者と緊密な連携のもと、一人一人に応じた提供に努める

- ・基本的に食材は原則として国産のものを使用するように努める
- ・食に対する関心を持ってもらうよう、食育活動を積極的に行っていく

【年間行事計画】

※別紙 年間行事予定表 参照

5. 職員構成

職種	正規職員	パート・契約職員
園長	1名	
主任保育士	1名	
副主任保育士	3名	
常勤保育士	10名	
非常勤保育士		10名
保育士補助		3名
派遣保育士		1名
看護師	1名	
栄養士	1名	
調理員	2名	
調理補助		5名
館内環境整備		1名
事務	1名	
計	20名	20名

6. その他事業

保育施設に通っている・いないに関わらず、子どもを中心として保護者と共に地域全体で充実した子育ての環境づくりの一端を担うべく、専門性を活かして次の事業を行う

(1) 地域交流・地域子育て支援

- ①園庭開放・育児相談
- ②世代間交流（各行事への招待）
- ③地域との交流

*

(2) 小学校との連携

- ①児童要録にて情報共有を図る
- ②近隣小学校への訪問

(3) ボランティア・実習生・就業体験の受け入れ

自らの経験を通して、保育園への理解を深め将来のビジョンづくりの一助となるべく次の事業を行う

- ①保育士養成機関実習生受け入れ
- ②西東京市社会福祉協議会からボランティアの受け入れ
- ③西東京市内の中学生の就業体験の受け入れ

(4) 要支援児計画

発達のご案内になる園児に対し、全職員が共通理解を持ち、園全体で発達を見守る姿勢を持つ。
また定期的に関係機関と連絡を取り相談・情報共有を図り成長を見守る。
要保護児童については関係機関と連携をとりあって情報提供などを行いなが見守っていく

7. 健康管理

- (1) 健康診断 年2回
- (2) 歯科検診 年2回
- (3) 眼科検診 年1回
- (4) 乳児健診 毎月

9. 保健衛生管理

保育園は子ども達が一日の多くの時間を過ごす場所であることから、健康面については細心の注意をはらって、きめ細かく、子どもの体調に留意した保育を行うものとする

- (1) 定期的に嘱託医による健康診断、検診を行う（上記参照）
- (2) 園児の予防接種の記録並びに法的伝染病の罹患記録を随時更新、また保管
- (3) 毎月身長体重を測定し、結果をけんこうの記録に記入
- (4) 乳幼児突然死症候群対策として、0歳児・1歳児5分ごとの記録、2歳児10分、幼児30分おきに睡眠中チェックを行う
- (5) 温度・湿度計を各保育室に設置し、室内環境の維持を心掛ける
- (6) 加湿器・空気清浄機を使用し、ウイルスの飛散の防止に努め、アルコールを随所に配置して感染予防を行う
- (7) 計測器で時間ごとに温度・湿度・暑さ指数を計測して熱中症対策を行う
- (8) 計測器で適時二酸化炭素濃度を測り感染対策を行う
- (9) 園児・職員の検温を毎日行い健康状況を把握する。

10. 危機管理

- (1) 避難訓練 年間計画表に沿って実施（毎月）
事業継続計画（BCP）の見直し（年1回）
防災設備の点検委託（年2回 内届け出1回）
- (2) 不審者対応訓練 田無警察署指導またはセコムのもと訓練を行う（年1回）
事故防止対応マニュアルの見直し（年1回）
- (3) 非常食糧の備蓄 全児童＋全職員×3食（約3日分）
- (4) AEDの設置
- (5) 救急救命講習 西東京消防署指導のもと講習会を行う（年1回）
- (6) 乳幼児用呼吸モニターの設置 SIDSチェック（毎日）
- (7) 光化学スモッグの対応 注意報発令時には学校情報をもとに外出を控え、部屋を閉め切るなどの対応を行い、保護者に周知する

11. 職員会議

- (1) 職員全体会議 毎月1回

(2) 乳幼児会議	随時
(3) リーダー保育士会議	随時
(4) 給食会議	毎月1回
(5) 園長主任会議	毎月1回

1 2. 苦情処理

苦情への適切な対応を行って、利用者の満足度を高めると共に、苦情を密室化せず社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や当園の信頼と適正性を図る。苦情処理マニュアルに従って対応し、ホームページ等で苦情内容とその対応を周知することとする。

1 3. 情報公開

- ・ホームページの開設

実施されているサービス内容や経営内容などの情報について、透明性の確保に努める。

1 4. 研修計画

保育の専門職として質の高い保育を展開するために、保育技術や知識を高めて、保育士の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図る事を目的として、積極的な参加や知識の職員間での共有を行うために各種研修を行うものである

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 園内研修 | テーマに沿った内容を月1回行う |
| (2) 外部研修 | 各人の目的に合わせた内容を年3回程度行う |

1 5. 体調不良児童対応保育事業

保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童の保育を行う。

実施時間は開所時間中とする。

1 6. 業務支援ツールの導入

保護者向け連絡ツール、職員事務効率化ツールとして業務支援ツールの導入を行う。

実施時期は年度途中とする。